

## 熊本県権限移譲事務市町村等交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県から市町村及び広域連合（以下「市町村等」という。）への権限移譲に伴って市町村等が処理する事務（以下「移譲事務」という。）の処理に要する経費について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第28条の規定に基づき、毎年度予算の定めるところにより権限移譲事務市町村等交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象者)

第2条 前条の交付金の交付対象者は、移譲事務を処理する市町村等とする。

### (交付金の種類と対象事務)

第3条 交付金の種類は、一般交付金と特別交付金とする。

2 一般交付金の対象となる事務は別表第1に掲げる移譲事務とし、特別交付金の対象となる事務は今後の事務・権限移譲推進指針（以下「指針」という。）別表1に掲げる移譲事務とする。

### (交付金の額)

第4条 一般交付金の額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、当該移譲事務について手数料を徴収する場合において、当該徴収に係る手数料が当該交付対象市町村等の歳入となる場合には、一般交付金の額は、別表第2に定める額から当該交付市町村等の前年度の徴収に係る当該手数料相当額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額を市町村等ごとに集計した額に、1,000円未満の端数がある場合には、これを四捨五入するものとする。

3 特別交付金の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とし、事務ごとに1回に限り原則として当該事務が移譲される初年度に交付する。

(1) 指針別表2に掲げる移譲事務（重点的に移譲を進める事務） 10万円

(2) 指針別表1第43号及び第48号に掲げる事務 30万円

(3) (1)、(2)以外の事務 5万円

4 前項の規定にかかわらず、県が特別の事情があると認める事務については、予算の範囲内において、その都度、必要と認める額を特別交付金として交付する。

### (算定に用いる数値)

第5条 前条の一般交付金の算定に用いる数値は、次表のとおりとする。

区 分	数 値
1件当りの処理額	毎年度熊本県知事が定める移譲事務1件当りの処理に要する額

人 口	総務省において公表した前年度 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口
面 積	国土交通省国土地理院において公表した最近の面積
事務取扱件数	前年度の当該事務を処理した件数
手数料相当額	前年度に収入すべき手数料の総額（熊本県手数料条例（平成 1 2 年熊本県条例第 9 号）規定に定める手数料の限度額）

（交付金の決定及び交付の時期）

第 6 条 県は、市町村等ごとに交付すべき交付金の額を、原則として、毎年 1 0 月末日までに交付決定し、交付金決定通知書（別記第 1 号様式）により、市町村等に通知するものとする。

2 県は、前項の規定に基づき決定した交付金を、原則として毎年 1 1 月末日までに交付するものとする。

（交付金算定の錯誤）

第 7 条 知事は、第 6 条第 1 項の規定により交付金の額を決定し、通知した後において、交付金の額の算定に用いた数値について錯誤があったことを発見し（当該錯誤に係る数値を交付金の額の算定の基礎に用いた年度以後 5 ヶ年度内に発見した場合に限る。）、かつ、その結果、交付金の額を増加又は減少する必要が生じたときは、錯誤があったことを発見した年度又はその翌年度において、交付金の額を増額又は減額させることができる。

（報告書の提出）

第 8 条 市町村等は、次に掲げる事項について、毎年 7 月末日までに報告書（別記第 2 号様式）を作成し、県に提出しなければならない。

- （1）移譲事務ごとの前年度における事務取扱件数
- （2）移譲事務ごとの前年度における手数料相当額
- （3）その他県が必要と認めて指示した事項

（調整交付金）

第 9 条 県は、移譲事務の処理について訴えの提起等通常予測し得ない特別の事情が生じ、特別の経費を要すると認めるときは、当該移譲事務の処理に要する経費として、交付金のほか調整交付金を交付する。

2 市町村等は、前項の調整交付金の交付を受けようとするときは、理由書（別記第 3 号様式）を県に提出しなければならない。

3 県は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ調整交付金の額を決定し、交付する。

(雑則)

第10条 この交付要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は県が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。ただし、別表第1中の第14号から第17号までの移譲事務に係る交付金については、平成4年4月1日から施行する。

(特別加算金)

2 市町村に交付する平成3年度から平成5年度までの交付金の額は、第3条により算定した額に、移譲事務の受入れに要する特別所要経費として、知事が別に定める額を加算して交付する。

(経過措置)

3 平成3年度の交付金の算定に用いる第4条の規定に基づく事務取扱件数及び手数料相当額については、平成2年度において県で取り扱った事務取扱件数及び県で収入した手数料収入額を適用する。

4 第6条に規定する市町村長からの報告書の提出については、平成3年度については適用しないものとする。

附 則

この要綱は、平成3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年6月15日から施行し、改正後の熊本県権限移譲事務市町村交付金交付要綱の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年7月14日から施行し、改正後の熊本県権限移譲事務市町村交付金交付要綱の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月11日から施行し、改正後の熊本県権限移譲事務市町村交付金交付要綱の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年3月29日から施行し、改正後の熊本県権限移譲事務市町村交付金交付要綱の規定は、平成7年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年5月7日から施行し、改正後の熊本県権限移譲事務市町村交付金交付要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年6月5日から施行し、改正後の熊本県権限移譲事務市町村交付金交付要綱の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年8月25日から施行し、改正後の熊本県権限移譲事務市町村交付金交付要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年7月24日から施行し、改正後の熊本県権限移譲事務市町村交付金交付要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年3月6日から施行し、改正後の熊本県権限移譲事務市町村交付金交付要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。
- 2 別表第1及び別表第2中「保健婦助産婦看護婦法等に基づく事務」は、平成14年3月1日以後においては、「保健師助産師看護師法等に基づく事務」とする。

附 則

この要綱は、平成14年6月26日から施行し、改正後の熊本県権限移譲事務市町村交付金交付要綱の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年6月27日から施行し、改正後の熊本県権限移譲事務市町村交付金交付要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年6月23日から施行し、改正後の熊本県権限移譲事務市町村等交付金交付要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年8月31日から施行し、改正後の熊本県権限移譲事務市町村等交付金交付要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年8月10日から施行し、改正後の熊本県権限移譲事務市町村等交付金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年11月19日から施行し、改正後の熊本県権限移譲事務市町村等交付金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年12月16日から施行し、改正後の熊本県権限移譲事務市町村等交付金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月2日から施行する。
- 2 県は、市町村等に第3条第2項に定める特別交付金の対象となる事務（以下「対象事務」という。）以外の事務を移譲した場合において、必要と認めるときは対象事務と同様に特別交付金を交付する。
- 3 特別交付金は、平成17年6月からこの要綱の施行の日の前日までに移譲した事務（以下「既移譲事務」という。）についても、同様に措置する。ただし、既移譲事務のうち、改正前の要綱に基づき事前準備費を交付している場合においては、すでに交付した事前準備費相当額を差し引いた額を交付するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成22年3月12日から施行し、改正後の熊本県権限移譲事務市町村等交付金交付要綱の規定は、平成22年2月1日から適用する。ただし、別表第1第20号の移譲事務に係る一般交付金については平成21年4月1日から、別表第2第11号算式の欄の改正規定については平成21年12月22日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年3月28日から施行する。ただし、別表第1第15号の移譲事務に係る一般交付金については平成22年4月1日から、同表第70号の移譲事務に係る一般交付金については平成22年10月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 平成23年度に市町村が処理した改正前の熊本県権限移譲事務市町村等交付金交付要綱別表第1第2号、第3号、第15号、第16号、第20号、第22号、第24号、第28号、第29号、第32号、第34号から第36号まで、第39号、第55号、第66号及び第67号の移譲事務に係る交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第2第63号算式の欄の改正規定については平成24年10月1日から適用する。
- 2 平成24年度に市町村が処理した改正前の熊本県権限移譲事務市町村等交付金交付要綱別表第1第21号及び第62号の移譲事務に係る交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月23日から施行し、改正後の規定（別表第2第15号算式の欄）は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2第43号の改正規定は、平成27年5月29日から施行する。
- 2 平成26年度に市町村が処理した改正前の熊本県権限移譲事務市町村等交付金交付要綱別表第1第61号の移譲事務に係る交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度に市町村が処理した改正前の熊本県権限移譲事務市町村等交付金交付要綱別表第1第10号及び第65号の移譲事務に係る交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2第43号の改正規定は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 平成28年度に市町村が処理した改正前の熊本県権限移譲事務市町村等交付金交付要綱

別表第1第26号の移譲事務に係る交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。



別記第2号様式（第8条関係）

〇〇〇第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

市（町・村・広域連合）長

〇〇年度熊本県権限移譲事務市町村等交付金算定の基礎数値について（報告）  
このことについて、別紙のとおり報告します。

（別紙）

移譲事務の事務取扱件数

別表第2の号 :  
移譲事務 :  
市町村名 :  
担当課・連絡先 :  
担当者 :

条例※の号	根拠法令等	移譲項目	事務取扱件数（件） もしくは 手数料相当額（円）

※条例：熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

別記第3号様式（第9条関係）

〇〇年度熊本県権限移譲事務市町村等交付金に係る調整交付金申請理由書

項 目	概 要
1 申請する調整交付金額	千円
2 調整交付金を必要とする理由	
3 調整交付金の額の算定方法	